

## 郡山市住宅改修支援事業実施要領

平成 15 年 6 月 19 日制定

平成 24 年 6 月 26 日一部改正

令和元年 9 月 30 日最終改正

[保健福祉部介護保険課]

(趣旨)

第 1 条 この要領は、郡山市住宅改修支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 支援事業の対象は、住宅改修の着工時点において指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員による居宅介護支援の提供及び指定介護予防支援事業者の介護支援専門員による介護予防支援の提供を受けていない要支援被保険者及び要介護被保険者に対し介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 75 条第 1 項第 3 号及び第 94 条第 1 項第 3 号に規定する理由書の作成業務（以下「住宅改修理由書作成業務」という。）を行う介護支援専門員、地域包括支援センターに属する職員、作業療法士又は福祉住環境コーディネーター検定試験 2 級以上その他これに準ずる資格を有する者を対象とする。

(手数料の額)

第 3 条 前条に規定する住宅改修理由書作成業務を行った場合に支払う手数料の額は、1 件につき、2,000 円に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。

(請求)

第 4 条 前条に規定する手数料の支払を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、郡山市住宅改修理由書作成手数料請求書（別記様式）及びその他市長が必要と認めた書類により、市長に請求しなければならない。

2 請求者は、支援事業について、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 75 条第 1 項及び第 94 条第 1 項に規定する住宅改修費の支給申請が行われた日以降に、前項に規定する請求を行うこととする。

(支払の決定)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の請求があったときは、速やかにその内容について審査を行い、支払の適否及び支払額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支払の決定をしたときは、その指定する金融機関の口座に当該決定額を振り込むものとする。

(委任)

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、平成 15 年 6 月 19 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日以後の住宅改修費の支給申請に係る理由書の作成について適用する。

(郡山市短期入所振替利用支援事業及び住宅改修支援事業実施要領の廃止)

2 郡山市短期入所振替利用支援事業及び住宅改修支援事業実施要領（平成13年1月30日制定）は、廃止する。

（経過措置）

3 平成15年3月31日以前に理由書を作成した場合の適用については、この要領による廃止前の郡山市短期入所振替利用支援事業及び住宅改修支援事業実施要領の例によるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成24年6月26日から施行し、改正後の郡山市住宅改修支援事業実施要領の規定は平成24年4月1日から適用する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正後の第3条の規定は、令和元年10月1日以後の住宅改修費の支給申請に係る支援事業について適用し、同日前までの住宅改修費の支給申請に係る支援事業については、なお従前の例による。

3 この要領の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(別記様式)

郡山市住宅改修理由書作成手数料請求書

年 月 日

郡山市長

|      |          |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|---|---|---|---|---|---|
| 請求金額 | 百        | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|      | (@ 円× 件) |   |   |   |   |   |   |

年 月分 郡山市住宅改修理由書作成手数料を上記のとおり請求いたします。

所在地又は住所 \_\_\_\_\_

名称又は氏名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

事業所名 ( \_\_\_\_\_ )

請求内訳

|   | 被保険者番号 | 被保険者氏名 |    | 被保険者番号 | 被保険者氏名 |
|---|--------|--------|----|--------|--------|
| 1 |        |        | 6  |        |        |
| 2 |        |        | 7  |        |        |
| 3 |        |        | 8  |        |        |
| 4 |        |        | 9  |        |        |
| 5 |        |        | 10 |        |        |

|       |               |                       |                 |      |    |                 |  |  |  |
|-------|---------------|-----------------------|-----------------|------|----|-----------------|--|--|--|
| 口座振込先 | 金融機関名         | 銀行・農協<br>信用金庫<br>信用組合 | 本店<br>支店<br>出張所 | 口座番号 |    |                 |  |  |  |
|       | 金融機関コード       |                       |                 |      |    |                 |  |  |  |
|       | フリガナ<br>口座名義人 |                       |                 |      | 種目 | 1 普通・総合<br>2 当座 |  |  |  |